

## びんご産業支援コーディネーター派遣事業要綱

### 第1章 目的

#### (目的)

第1条 本事業は、備後圏域（三原市、尾道市、福山市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原市）の中小企業者等の抱えるものづくり・経営に関する諸問題に関し、周辺市町と連携して福山市が委嘱した専門的な知識及び経験を有する者をびんご産業支援コーディネーターとして派遣することにより、中小企業者等の新製品・新技術・新サービス等の開発及び経営上の諸問題の解決並びに企業間や産学間のマッチングを図り、中小企業者等の活発な創造的事業活動と創業化を推進し、備後地域のものづくりを中心とした持続的・継続的な経済発展を図ることを目的とする。

### 第2章 派遣事業

#### (事業内容)

第2条 びんご産業支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業者の潜在的な課題抽出及び課題解決のための助言
- (2) 課題解決及び企業活動促進のための企業間・産学間のマッチング支援
- (3) 創業に係る助言
- (4) 公的機関の補助制度の紹介及び助言
- (5) その他中小企業者等の活動支援

#### (派遣対象者)

第3条 コーディネーターを派遣する対象者は、備後圏域に属する、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する中小企業者並びに主として中小企業者で構成するグループ並びに創業予定者（この要綱においてこれらを「中小企業者等」という。）とする。

#### (派遣の上限)

第4条 コーディネーターの派遣は、中小企業者等1者につき、予算の範囲内において1日あたり5時間かつ1年度間に25時間を超えないものとする。

- 2 前項に定める時間を超えて派遣の継続を希望する場合は、中小企業者等とコーディネーターとの間で契約を行う。

#### (派遣の申請)

第5条 コーディネーターの派遣を申請する事業者（以下「申請者」という。）は、産業支援コーディネーター派遣申請書（別記様式第1号）に別に定める必要な書類を添付し、申請者の属する各市町に提出しなければならない。

#### (派遣の依頼)

第6条 各市町は、前条の派遣申請書の内容を審査し、適正であると認められた場合は、コーディネーターの派遣の有無を決定し、福山市へコーディネーターの派遣を依頼する。

#### (コーディネーターの派遣)

第7条 派遣するコーディネーターは次により選定する。

- (1) 派遣申請書に指名がない場合は、派遣申請書の内容に基づき、福山市及び申請者の属する市町が協議を行った上で、福山市が派遣するコーディネーターを決定する。

(2) 派遣申請書に指名がある場合は、原則として福山市は指名されたコーディネーターを派遣者とする。

2 コーディネーターは、依頼に基づき申請者を訪問し、業務を遂行する。

(助言内容に係る責任)

第8条 申請者が派遣事業に伴うコーディネーターからの助言等に基づき何らかの活動等を実施した場合において、当該活動等の実施における意思決定の最終責任者は当該申請者とし、申請者に対し何らかの損害が発生したとしても、福山市を含む各市町及び当該助言等を実施したコーディネーターはその責任を負わない。

(結果等の報告)

第9条 コーディネーターは、第2条に掲げる業務の結果を別に定める報告書により福山市に報告するものとする。

2 コーディネーターは、前項の報告書を申請者へ送付するものとする。

3 福山市は、申請者が福山市以外の市町に属する場合は、申請者の属する市町へ第1項の報告書を送付するものとする。

(効果の確認)

第10条 福山市及び申請者の属する市町は、派遣を受けた申請者等に派遣事業の成果報告を求めることができる。

### 第3章 コーディネーター委嘱

(対象者)

第11条 コーディネーターは、中小企業者等の抱えるものづくり・経営に関する諸問題に対応する能力と備後地域の産業振興に対する意欲を有する者とする。

(申請方法)

第12条 コーディネーターになろうとする者は、別に定める様式に従い、次に掲げる書類を備後圏域のいずれかの市町に提出しなければならない。

(1) びんご産業支援コーディネーター登録申請書

(2) 履歴書

(3) その他福山市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類の提出を受けた市町は、福山市に当該書類等を提出しなければならない。

(委嘱)

第13条 福山市は、派遣事業の実施において適当と認められる者を、各市町の意見を聞いた上で決定し、コーディネーターに委嘱する。

2 福山市は、前項の規定による委嘱の可否の決定を、前条第1項各号に掲げる書類等により行う。

3 コーディネーターの委嘱に関する選定の基準については、別に定めるびんご産業支援コーディネーター選定基準要綱において規定する。

(任期)

第14条 コーディネーターの任期は、1年以内とし、別に定めるびんご産業支援コーディネーター再登録申請書の提出を受け福山市が発行する登録通知をもって任期を延長するものとする。

(守秘義務)

第15条 コーディネーターは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

- 2 コーディネーターは、業務上知り得た中小企業者等の秘密を厳守するため、必要に応じて、当該中小企業者等との間において誓約書の提出、秘密保持契約の締結その他の必要な措置をとらなければならない。

(費用弁償)

第16条 福山市は、業務を実施したコーディネーターに対し、別に定める基準に基づき報償費を支給することができる。

- 2 福山市は、各市町に対し、各市町に属する申請者の依頼により生じた派遣費用を求めることができる。
- 3 各市町は、前項に基づき福山市に派遣費用を支出する。

(派遣に係る移動)

第17条 派遣に係る移動は、各自の責任において実施する。移動における事故等の対応は当該コーディネーター各自の責任とする。

(派遣に係る事故)

第18条 派遣に係る工場等で発生した事故等の対応は、当該コーディネーター各自の責任とする。

(委嘱の取消し)

第19条 福山市長は、コーディネーターが次の各号の一に該当することとなったときは、委嘱を取り消すものとする。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたとき。
- (2) 心身の故障のため業務に耐えられないと認められるとき。
- (3) 委嘱の際に提出した誓約書に反する行為を実施したとき。
- (4) 第12条に規定する申請の内容に虚偽があったことが判明したとき。
- (5) コーディネーター個人の利益追求に関する行為を行ったと認められるとき。
- (6) 報告書等に虚偽の記載を行ったと認められるとき。
- (7) 派遣事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (8) 第14条のびんご産業支援コーディネーター再登録申請書の提出が一定期間内に確認できないとき。
- (9) その他コーディネーターとして不適格と認められるとき。

第4章 その他

(事務局)

第20条 派遣事業及びコーディネーター委嘱に関する企画及び総合調整事務は、福山市にて実施する。

附 則

- 1 この要綱は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2015年(平成27年)7月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2020年(令和2年)4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。